



平成 29 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 滝 沢 ハ ム 株 式 会 社
 代表者の役職名 代表取締役社長 瀧 澤 太 郎
 本 店 所 在 地 栃 木 県 栃 木 市 泉 川 町 556 番 地
 (J A S D A Q コード : 2 2 9 3)
 問 い 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 山 口 輝
 電 話 番 号 0282-23-5640

株式併合、単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 28 日開催予定の第 67 回定時株主総会に、株式併合及び定款の一部変更（単元株式数の変更等）について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式併合

(1) 株式併合の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を最終的に 100 株に集約することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することとし、併せて、当社株式について、証券取引所が望ましいとしている投資単位（5 万円以上 50 万円未満）の水準を維持するとともに、株主様に安定的に保有していただくことや中長期的な株価変動も勘案し、株式併合（5 株を 1 株に併合）を実施するものであります。

(2) 株主併合の内容

- ① 併合する株式の種類 普通株式
- ② 併合の方法・比率

平成 29 年 10 月 1 日をもって、平成 29 年 9 月 30 日（実質上は平成 29 年 9 月 29 日）の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式数を基準に、5 株につき 1 株の割合をもって併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成 29 年 3 月 31 日現在）	10,510,000 株
併合により減少する株式数	8,408,000 株
株式併合後の発行済株式総数	2,102,000 株

（注）「併合により減少する株式数」は、株式併合前の発行済株式総数に株式の併合割合を乗じた理論値であります。

④ 株式併合の影響

株式併合により、発行済株式総数が 5 分の 1 に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1 株当たりの純資産額は 5 倍となり、株式市況の変動等の他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

(3) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めに基づき一括して売却し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、その端数の割合に応じて分配いたします。

(4) 株式併合により減少する株式数

平成29年3月31日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
総株主	1,900名 (100.00%)	10,510,000 (100.00%)
5株未満	13名 (0.68%)	74株 (0.00%)
5株以上	1,887名 (99.32%)	10,509,926 (100.00%)

(注) 上記株主構成を前提として、株式併合を行った場合、5株未満の株式のみご所有の株主様13名(所有株式数の合計74株)は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

変更前の発行済株式総数	変更後の発行可能株式総数 (平成29年10月1日付)
39,760,000株	7,952,000株

(6) 株式併合の条件

平成29年6月28日開催予定の第67回定時株主総会において、株式併合に関する議案及び定款の一部変更(単元株式数の変更等)に関する議案がいずれも承認可決されることを条件といたします。

2. 単元株式数の変更

(1) 単元株式数の変更の目的

上記「1.(1) 株式併合の目的」に記載した「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応するためであります。

(2) 単元株式数の変更の内容

平成29年10月1日をもって、当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 単元株式数の変更の条件

平成29年6月28日開催予定の第67回定時株主総会において、株主併合に関する議案及び定款一部変更(単元株式数の変更等)に関する議案がいずれも承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 定款の一部変更の理由

上記「1. (1) 株式併合の目的」に記載した「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応し、当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することとし、現行定款第 5 条及び第 7 条について所要の変更を行うものであります。

また、本定款の一部変更の効力は、株式併合の効力発生日に生ずることとする旨の附則を設け、株式併合の効力発生日には、この附則を削除することといたします。

(2) 定款の一部変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、<u>3,976</u> <u>万株</u>とする。</p> <p>(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、<u>1,000</u>株とす る。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は<u>7,952</u>千 株とする。</p> <p>(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、<u>100</u>株とする。</p> <p>(附 則) <u>第 5 条(発行可能株式総数)及び第 7 条(単元株 式数)の変更は、平成29年10月 1 日をもって効 力を生じるものとし、本附則は効力発生後こ れを削除する。</u></p>

(3) 定款の一部変更の条件

平成 29 年 6 月 28 日開催予定の第 67 回定時株主総会において、株式併合に関する議案及び定款の一部変更（単元未満株式の変更等）に関する議案がいずれも承認可決されることを条件といたします。

4. 日程

- | | |
|--------------------|------------------|
| ① 取締役開催日 | 平成 29 年 5 月 12 日 |
| ② 定時株主総会決議日 | 平成 29 年 6 月 28 日 |
| ③ 株式併合の効力発生日 | 平成 29 年 10 月 1 日 |
| ④ 定款の一部変更の効力発生日 | 平成 29 年 10 月 1 日 |
| ⑤ 発行可能株式総数変更の効力発生日 | 平成 29 年 10 月 1 日 |
| ⑥ 単元株式数変更の効力発生日 | 平成 29 年 10 月 1 日 |

(ご参考)

上記の株式併合及び単元株式数の変更に係わる効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日でありますが、株式売買後の振替手続きの関係で、平成 29 年 10 月 1 日をもって、証券取引所における当社株式の売買単位が 1,000 株から 100 株に変更されるとともに、株価に株式併合の効果が反映されることとなります。

(添付資料) 【ご参考】株式併合及び単元株式数の変更に関する Q&A

【ご参考】

株式併合及び単元株式数の変更に関するQ & A

Q 1 単元株式数の変更と株式併合とはどのようなことですか。

A 1 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所における売買の単位となる株式数を変更するものです。今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。また、株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式にすることです。今回当社では、5株を1株に併合いたします。

Q 2 単元株式数の変更と株式併合の目的は何ですか。

A 2 全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に、国内上場会社の売買単位を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しており、移行期限を平成30年10月1日に決定しました。当社も、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位あたりの価格の水準を維持し、また各株主様の議決権の数に変更が生じることがないように、株式併合（5株を1株に併合）を実施することといたしました。なお、今回の当社のケースでは投資単位が実質的に現行の2分の1に引き下げとなります。

Q 3 株主の所有株式数と議決権数はどのようになるのですか。

A 3 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成28年9月30日の最終の株主名簿に記載された株式数に5分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。当社では、単元株式数の変更に伴って併せて株式併合（5株を1株に併合）を実施するため、ご所有株式数は減少しますが、議決権数については変動いたしません。具体的には、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生の前後で、株主様のご所有株式数および議決権数は下記のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例 1	2,000株	2個	400株	4個	なし
例 2	557株	なし	111株	1個	0.4株
例 3	43株	なし	8株	なし	0.6株
例 4	1株	なし	なし	なし	0.2株

株式併合の結果、1株に満たない端数（以下「端数株式」といいます。）が生じた場合（上記の例2、例3、例4のような場合）は、全ての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

なお、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社または後記（※）の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 4 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

A 4 株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様のご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。ご所有の株式数は、併合前の5分の1となりますが、1株当たりの純資産額は併合前の5倍となるためです。また、株価につきましても、理論上は併合前の5倍となります。

Q 5 受け取る配当金への影響はありますか。

A 5 株主様が所有する当社株式数は株式併合により5分の1になりますが、株式併合の効力発生日後に併合割合（5株を1株に併合）を勘案して1株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動その他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金に変動はありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 6 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A 6 株主様にお願いする特段のお手続きはございません。

Q 7 具体的なスケジュールはどのようになっていますか。

A 7 次のとおり予定しております。

平成29年 6月28日	定時株主総会決議日
平成29年 9月26日	1,000 株単位での売買最終日
平成29年 9月27日	100 株単位での売買開始日
平成29年10月 1日	単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日
平成29年11月中旬	株主の皆様へ株式併合割当通知の発送
平成29年12月中旬	端数株式相当分の処分代金のお支払い

【※ 当社株主名簿管理人 お問い合わせ先】

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)

(受付時間 平日 9:00 ~ 17:00)

以上